

(令和3年9月1日以降)

○1号認定児童利用者負担額表【認定こども園（教育）・幼稚園】

(単位：円)

階層区分	各月初日の施設等利用児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2	第1階層を除き市町村民税（4月から8月までの施設等の利用にあつては前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までの施設等の利用にあつては当該年度分の市町村民税。以下この表において同じ。）について、地方税法（昭和25年法律226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない世帯（当該所得割を免除されたものを含む。）	ひとり親世帯等 0
	第1階層を除き市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外 0
第3	所得割課税額が77,101円未満である世帯	ひとり親世帯等 0
		ひとり親世帯等以外 0
第4	所得割課税額が77,101円以上211,201円未満である世帯	0
第5	所得割課税額が211,201円以上である世帯	0

(備考)

1 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」

次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第13条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」

保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

2 所得割課税額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算定するものとする。